

大阪
社会
保険
時報



暑い!暑い!

あつたりまえだよ、夏だもん!年々そんな生やさしいものではなくなってきた。地球規模の気候の変化は、私たちに大きなツケを回している。“豊かさ”とはなにかを大きな課題として突きつけているのだ。日々の暑さにもめげず早起きをして、日本庭園のハスを写しに行く。あまりの暑さにうちわを使いながら写していたら、目の前のハスも、葉っぱをうちわ代わりに使って涼をとっていた。生きとし生けるもの、みんな一生懸命生きている。凄いことだと感激した。(万博日本庭園はす園)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金保険料の納め忘れがある方へ 10年に延長されている後納制度が平成27年9月末で終了します!
- 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について
- 国民年金第3号被保険者制度
- 協会けんぽからのお知らせ ・協会けんぽの平成26年度決算見込みのお知らせ
・協会けんぽの平成26年度事業報告について ・第1回「大阪府健康づくりアワード」

職場内で回覧しましょう

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

10年に延長されている^{こうのう}後納制度が平成27年9月末で終了します！ 年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されました。

これを「後納制度」といいます（過去2年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です）。

※10年に延長とは、納めようとする月前10年以内の期間です。

（例）平成17年4月分の場合→平成27年4月末まで納付可能となります。

▶この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります

不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。

将来受け取る年金額が増額します

〈1カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安〉

$$\frac{780,100\text{円（平成27年4月時点の満額の年金額）}}{480\text{カ月（40年} \times \text{12カ月）}} \approx \text{年額で1,625円増額}$$



ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

申し込みから納めていただくまでの手順

1 国民年金後納保険料申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

- 年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

- 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

3 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

- 市区町村役場、年金事務所では納めることができません。

！お申し込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

- 過去3年度以前（平成24年度以前）の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
詳細は下記「平成27年度中の後納保険料額と納付期限」をご確認ください。

納める順番があります

- 後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 ・平成17年度 ↓ 先
 ・平成18年度 ↓
 ・平成19年度 ↓ 後

申し込み後に審査を行います

- 後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
- 審査にはお時間がかかることがありますので、期限内に余裕をもってお早めに申し込みください。

利用期間は平成27年9月まで

- 後納制度をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです。
- 保険料は1カ月分から納付できます。

一部免除の未納期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1カ月分の保険料が必要です。

免除期間がある方は…

- 全額免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。
上記期間の納付を希望する場合は、10年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

平成27年度中の後納保険料額と納付期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成17年度	14,880円	13,580円	1,300円	9月分までは月ごとに期限が到来します ↓ 抜料 【納付期限】 平成17年4月分 → 平成27年度4月30日 平成17年5月分 → 平成27年度5月31日 平成17年6月分 → 平成27年度6月30日 平成17年7月分 → 平成27年度7月31日 平成17年8月分 → 平成27年度8月31日 平成17年9月分 → 平成27年度9月30日 平成17年10月分 → 平成27年度9月30日 } 平成18年3月分 → 平成27年度9月30日
平成18年度	14,930円	13,860円	1,070円	
平成19年度	14,960円	14,100円	860円	
平成20年度	15,090円	14,410円	680円	
平成21年度	15,160円	14,660円	500円	
平成22年度	15,430円	15,100円	330円	
平成23年度	15,220円	15,020円	200円	
平成24年度	15,070円	14,980円	90円	
平成25年度	15,040円	15,040円	加算なし	

※後納保険料額は、「当時の保険料額+加算額」です。(①=②+③)
 ※後納保険料額は政令で定められ、毎年度改定されています。
 ※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、**翌月末日が納付期限**です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- 2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促（電話・文書・戸別訪問）および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

年金の受給資格期間の短縮について

- 老後の年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）は、消費税率10%への引き上げ時（平成29年4月）に25年から10年に短縮される予定です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015
 お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。



受付時間

月～金曜日 午前8：30～午後5：15 ※ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長
第2土曜日 午前9：30～午後4：00
 （祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

- * ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常通話料金がかかります。
- * 「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所にお問い合わせください

学生納付特例期間中の 国民年金保険料の 追納について



大学、短期大学、専修学校等の在学期間中の国民年金保険料の納付について、学生納付特例制度を利用されている方は、将来受け取る年金額を増額するためにも保険料の追納をおすすめします。

学生納付特例制度とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。この制度を利用することで、不慮の事故等で障害が残ってしまった場合にも、障害基礎年金を受け取ることができます。

学生納付特例が承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料については、10年以内（例えば平成18年4月分は平成28年4月末まで）であれば古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成27年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額は下の表のとおりになります。

平成27年度に追納する場合の額

年 度	追納額(月額)
平成17年度の月分	14,880円
平成18年度の月分	14,930円
平成19年度の月分	14,960円
平成20年度の月分	15,090円
平成21年度の月分	15,160円
平成22年度の月分	15,430円
平成23年度の月分	15,220円
平成24年度の月分	15,070円
平成25年度の月分	15,040円
平成26年度の月分	15,250円

保険料の追納には、納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、お住まいを管轄する年金事務所までお問い合わせください。



国民年金第3号被保険者制度

- 第3号被保険者は、20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が該当します。
- 第3号被保険者である期間は、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

Q どんなときに届出が必要ですか？

A1 【第3号被保険者になるとき】

- ①結婚して夫(妻)の扶養に入るとき
- ②退職して夫(妻)の扶養に入るとき
- ③収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになったとき
- ④就職した夫(妻)の扶養に入るとき
- ⑤扶養に入っていた妻(夫)が20歳になったとき



配偶者（第2号被保険者）の勤務先の事業主を経由して、「国民年金第3号被保険者関係届書」を年金事務所に提出してください。

※こんなときはご注意ください。

退職（第2号被保険者の資格喪失）後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。
例結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。
⇒このような場合、退職した時点で、国民年金第1号被保険者の手続きを行い、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第3号被保険者の届出をしていただく必要があります。

A2 【第3号被保険者でなくなる時】

- ①収入増加等で扶養から外れたとき
- ②離婚したとき
- ③配偶者が退職（第2号被保険者の資格を喪失）したとき
- ④第2号被保険者である配偶者が65歳の誕生日を迎えたとき
- ⑤第3号被保険者の方が亡くなられたとき



配偶者の勤務先の事業主を経由して、「被扶養配偶者非該当届」を年金事務所に提出してください。
また、第3号被保険者から第1号被保険者になる場合は、お住まいの市区町村役場で種別変更の手続きを行ってください。
※ただし、配偶者の勤務する事業所が全国健康保険協会（協会けんぽ）が管掌する健康保険に加入している場合は、「健康保険被扶養者異動届」を提出するため、「被扶養配偶者非該当届」の提出は不要です。



第3号被保険者から第1号被保険者になりますので、お住まいの市区町村役場で種別変更の手続きを行ってください。



「国民年金第3号被保険者死亡届」を提出してください。

Q 第3号被保険者の特例制度とは？

A 過去に第3号被保険者の届出を行っていなかったために第3号被保険者に該当しなかった期間がある場合は、届出をすることで、その期間が届出日以降、保険料納付済期間に算入されます。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

Q 第3号被保険者の住所が変わったときは？

A 第3号被保険者の方の住所が変わったときは、配偶者（第2号被保険者）の勤務先の事業主を経由して住所変更届を提出することになっています。提出忘れのないようご注意ください。



ご不明な点は… 管轄の年金事務所にお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成26年度決算見込みのお知らせ

依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会財政の赤字構造は解消されていません

平素より協会けんぽの取り組みにご理解いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成26年度の決算見込み(医療分)^{*}がまとまりましたのでお知らせします。

※国の特別会計との合算ベースの収支

平成26年度決算はどういう内容ですか？

収入は、最近の景気回復基調等により保険料を負担する被保険者の賃金（標準報酬月額）が上昇していることに加え、被保険者数が増加したことなどにより保険料収入が増加し、前年度に比べ3,744億円増加（対前年度比+4.3%）しました。

一方、支出は前年度に比べ1,884億円増加しました。1人当たりの医療費の伸びは低かったものの、加入者数（被保険者+そのご家族等の被扶養者）の増加により保険給付費が増えています。

また、高齢者の方々の医療費の一部を負担する拠出金の総額は前年度並みにとどまり、3年連続、数千億円単位で増加してきた流れに一時的に歯止めがかかったものの、依然として支出の4割を占め、重い負担になっています。

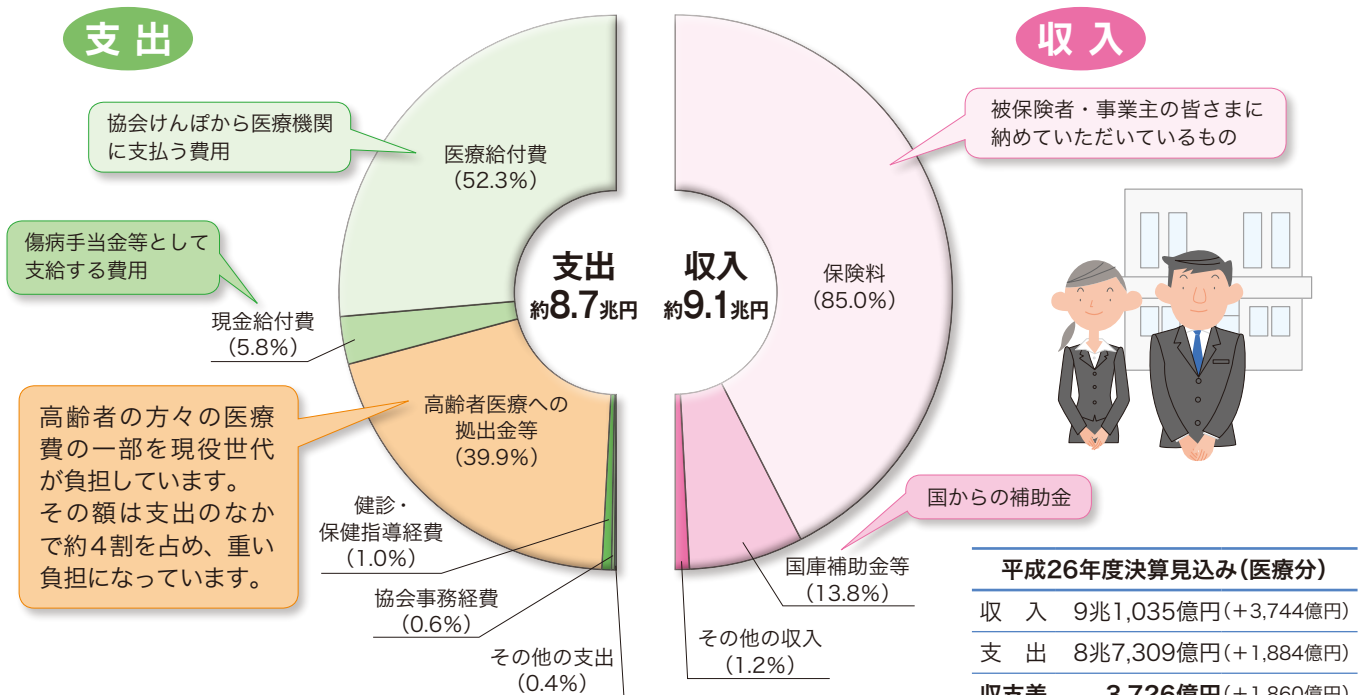
この結果、単年度収支差は前年度に比べ1,860億円増加し、プラス3,726億円となりました。

なお、年度末の準備金残高は、1兆647億円になりました。

プラスということは、協会けんぽの財政がよくなったのでしょうか？

協会けんぽの財政状況については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は変わっていません。また、今後もいわゆる「団塊の世代」の高齢化が進むため、高齢者の方々の医療費の一部を負担する拠出金の動向についても注視が必要です。

協会けんぽの平成26年度決算見込み(医療分)



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※よりくわしい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

平成26年度決算見込み(医療分)	
収入	9兆1,035億円(+3,744億円)
支出	8兆7,309億円(+1,884億円)
収支差	3,726億円(+1,860億円)
準備金	1兆647億円(+3,726億円)

※カッコ内は前年度比

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成26年度事業報告について

平成26年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。

※平成26年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽへお問い合わせいただきますようお願いいたします。
※記載されている数値は、平成27年3月末時点のものです。

健診・保健指導の推進

- ◆平成26年度の40歳以上の加入者ご本人（被保険者）の生活習慣病予防健診実施率は**46.7%**と、前年度に比べ1ポイント増であり、着実に向上しています。また、加入者ご本人に対する**特定保健指導実施率も14.7%**となり、前年度に比べ0.9ポイント上回りました。
- ◆今後も事業主さまや地方自治体との連携などを通じて、実施率向上に向けて取り組んでまいります。

データヘルス計画の推進

- ◆協会けんぽでは、26年度に各支部において、データ分析に基づく事業として、加入者の健康保持増進のため、地域の特性に応じた「データヘルス計画」を策定しました。
- ◆「データヘルス計画」では、①特定健診・特定保健指導の推進、②事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み（コラボヘルス）、③重症化予防対策の3点を基本事項と位置付けています。
- ◆重症化予防の取り組みとしては、生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら受診していない方に対して、文書や電話で医療機関の受診をお勧めしています。26年度は約24万人の方にアプローチしています。

お得で、充実した検査内容の、「生活習慣病予防健診」をご存じですか？

35歳から74歳までの加入者ご本人であれば、協会けんぽから費用補助があり、がん検診などの検査項目も充実した「生活習慣病予防健診」を受けることができます。
また、生活習慣の改善が必要と判定された方に、健康づくりのアドバイスを行う特定保健指導を無料で実施しています。
協会けんぽ各支部にお気軽にご相談ください。



さらなるサービス向上への取り組み

- ◆協会けんぽでは、各支部ごとに健診結果データや医療費データを活用し、特定保健指導等の対象となる事業所さまと全国・県・同業態と比較分析した「事業所健康度診断（事業所カルテ）」などを作成し、事業所の健康づくり事業の取り組み、従業員の方々の健康づくりを支援しています。

医療費適正化の取り組み

ジェネリック医薬品の使用促進

- ◆平成26年度もジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減見込額を加入者の皆さま（1回目：約166万人、2回目：約163万人）にお知らせし、全体の約28%の方（1回目：約46万人）がジェネリック医薬品に切り替えていただき、1回目では約84億円の医療費の軽減効果が得られました（2回目は集計中）。
- ◆なお、平成21年度から5年半の累計で約340億円の医療費の軽減効果が見込まれます。

お薬代が軽減される、「ジェネリック医薬品」に切り替えるには？

まずは、お医者さんまたは薬剤師さんに相談してみましょう。
協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の希望をお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品 Q&A（ジェネリック医薬品希望シール付）」をご用意していますので、お気軽にご利用ください。



被扶養者資格の再確認

- ◆協会けんぽでは、毎年5月から7月にかけて、被扶養者資格の再確認業務を行っています。この確認を通じて、約6.9万人の被扶養者の資格が解除となり、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約34億円削減**される見込みとなりました。

ご存じですか？

加入者の皆さまの保険料1万円当たりの使い道

病院等を受診したときの医療費	約5,230円
高齢者の方々の医療費への拠出金	約3,990円
病気で職場を休んだ際の手当金や出産したときの給付金	約580円
健診・保健指導経費	約100円
協会けんぽの事務経費	約60円
その他の支出	約40円
計	約10,000円

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索

協会けんぽからのお知らせ



府民の健康づくり運動
健康おおさか21 推進府民会議

第1回「大阪府健康づくりアワード」

応募団体大募集!!

(自薦・他薦を問いません!)

大阪府内を拠点に、健康に関する分野で健康づくりの活動を行っている中小企業・団体・地域住民・自治体等を広く募集し、表彰を行います!!

(分野)

- ・ 栄養・食生活
- ・ 運動
- ・ たばこ対策
- ・ 健診(検診)
- ・ 歯と口の健康
- ・ 休養・こころの健康

協賛企業も
募集中!!



大阪府広報担当副知事
もずやん

<表彰予定> 知事賞(最優秀賞)、健康おおさか21 会長賞(優秀賞)、奨励賞等

- ★ 特別賞として「もずやん賞」もご用意! 奮ってご応募ください!!
- ★ 副賞として大阪府中央卸売市場様より健康的で新鮮な食材のご提供!!



募集期間 : 平成27年8月10日~10月30日

※ 表彰式は、平成28年2月頃の予定 (当日消印有効)



応募方法 : 応募用紙(ホームページに掲載)に必要事項をご記入の上、活動の概要がわかる資料や写真などがあれば添付し、下記まで郵送でお送りください。

【お申し込み・お問い合わせ】

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 健康づくりアワード担当者あて
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号
TEL: 代表 06-6941-0351(内線 2524) FAX: 06-6941-6606
ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/award/index.html>
右のQRコードからホームページへアクセスできます。



協会けんぽ大阪支部と大阪府は、大阪府民の健康づくりに向けた相互連携・協力を行っており、加入事業所の皆様の健康づくりを推進しています。その一環として、「大阪府健康づくりアワード」を推奨しています。